

## 長岡市公告第 8 4 号

### 簡易評価型プロポーザル方式による働きやすい職場環境推進業務委託の実施について ( 公告 )

簡易評価型プロポーザル方式による働きやすい職場環境推進業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

長 岡 市 長      森      民      夫

#### 1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、働きやすい職場環境推進業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

#### 2 委託概要

- ( 1 ) 委託番号      長商雇委第 3 号
- ( 2 ) 委 託 名      働きやすい職場環境推進業務委託
- ( 3 ) 委託期間      平成 2 7 年 5 月下旬 ( 予定 ) から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- ( 4 ) 委託内容      働きやすい職場環境推進業務

#### 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- ( 1 ) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。
- ( 2 ) 過去 2 年間の間に、人事・労務などに関するセミナーの開催実績があり、かつ、効果的なセミナー実施について企画立案、広報及び迅速な連絡体制が整備されていること。
- ( 3 ) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業にあっては、障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- ( 4 ) 地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ( 5 ) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ( 6 ) この公告の日以降に、民事再生法 ( 平成 1 1 年法律第 2 2 5 号 ) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) この公告の日以降に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

#### 4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成27年4月17日(金曜日)までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(第2号様式)を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

#### 5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成27年4月20日(月曜日)午後3時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により質問することができます。

質問に対しては、平成27年4月22日(水曜日)までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

#### 6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 平成27年4月28日(火曜日)午後5時(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限ります。)

(3) 提出場所 住 所 〒940-0062

長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

電 話 0258-39-2228

F A X 0258-36-7385

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

#### 7 提案を求める事項

(1) 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数(本社及び支社、支店、営業所等別)
- ・業務内容

(2) 過去2年間における人事・労務に関するセミナー開催実績(任意様式)

- ( 3 )今年度の障害者雇用状況報告書の写し( 公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ )
- ( 4 )本業務の担当予定者の氏名  
予定者が複数である場合は、主担当者を明示してください。
- ( 5 )本業務への取組体制  
本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制
- ( 6 )取組方針や内容等  
現在の労働環境における課題やその改善方法などに関する、貴社の現時点における認識や考え方を提案してください。
- ( 7 )貴社のアピールポイント
- ( 8 )費用見積り  
事業費見積額の算出根拠として、具体的に内容と経費( 千円単位 )で記載してください。
- ( 9 )業務スケジュール  
働きやすい職場環境推進マニュアルの改訂作業工程、契約後のセミナーの開催等の日程

## 8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- ( 1 )提案書の記述が要件を満たしていること。
- ( 2 )見積金額が予算額以内であること。
- ( 3 )プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

## 9 選考結果通知

- ( 1 )選考結果は、参加者全員に通知します。
- ( 2 )不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

## 10 留意事項

- ( 1 )このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- ( 2 )提出いただいた提案書は、返却しません。
- ( 3 )決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- ( 4 )提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- ( 5 )提出された参加資格確認申請書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。